

資3 自主防災会運営要領

1. 目的

辻堂西海岸町内会自主防災会の運営要領を定め、地区内の防災意識の啓発及び防災活動能力の向上を図ることを目的とする。

2. 定義

自主防災会とは、辻堂西海岸町内会の自主防災活動(防災意識の啓発、防災・防犯パトロール、防災・避難訓練の実施、防災資機材の整備及び災害時の避難行動要支援者支援並びに避難誘導を含む防災活動)を推進するため、運営委員、防災委員及び町内会員により構成される自主防災組織をいう。

3. 自主防災会の組織

(ア) 役員及び任務

自主防災会に次の役員を置くとともに、その任務及び権限を次のとおりとする。

① 防災会長

- i. 防災活動全般を統括する。
- ii. 防災会長は、町内会長が務める。

② 防災会長補佐

- i. 防災会長を補佐し、防災活動推進の実務を担当する。
- ii. 防災会長補佐は、町内会防災部長が務める。

③ 防災リーダー

- i. 地区を北班(1区～5区)、中班(6区～9区)、南班(10区～15区)の3つの班に分け、各班に防災活動を取りまとめる防災リーダーを置く。
- ii. 防災リーダーは、各班を担当する町内会副会長が務める。

(イ) 運営委員及び防災委員の役割

担当地区の防災活動を取りまとめるものとする。

(ウ) 町内会員の義務

町内会員は、自主防災活動に積極的に参加、協力するものとする。

(エ) 自主防災会組織体制

自主防災会の組織体制は、添付「辻堂西海岸町内会自主防災会組織体制表」のとおりとする。

4. 防災委員会

(ア) 自主防災会は、防災活動推進のため、定期的に運営委員及び防災委員からなる防災委員会を開催する。

(イ) 防災委員会は、防災会長が招集する。

防災委員会は、原則、5月、9月、11月の年3回開催するほか、防災会長が必要と認めた場合に臨時に開催することができる。

(ウ) 防災委員会における確認事項及び決定事項は議事録として3年間保存する。又、議事録は、防災会長補佐が作成する。

以上